施設借用料金表

◎社会体育施設【施設の申込み・使用料の支払いは教育委員会まで】

施設名	施設名 区	分	施設使用料	夜間照明使用料	主に使用できる	申込み先	町外団
			1 時間あたり	1時間がごり	内容(種目)		体使用
					野球・ソフトボール		
広川球場	グラウンド	9:00~22:00	400円	1,600円	グラウンドゴルフ	教育委員会	0
					等		
広川町運動公園	グラウンド	8:00~19:00	300円	_	グラウンドゴルフ	教育委員会	0
(久泉地区内)	シンソンド	0.00,019.00	3008	_	サッカー等	教月安貝 云)

◎文化施設 【施設の申込み・使用料の支払いは教育委員会まで】

施設名	区	分	施設使用料 1 時間あたり	冷暖房使用料 3イソタイマ-1台1時間	主に使用できる 内容(種目)	申込み先	町外団 体使用
	大研修室	8:30~22:00	200円	200円	- 会議 サークル活動等	教育委員会	0
	研修室A		200円	200円			
町民交流センター (いこっと)	研修室B		100円	100円			
	研修室C		100円	100円			
	和室A		100円	100円			
	和室B		100円	100円			
古墳公園	2 階研修室	9:00~22:00	200円	200円※			Δ*

※古墳公園資料館については、町外団体の使用は 9:00~17:00 までとします。

※古墳公園資料館の冷暖房は30分単位で使用できます。

◎学校施設【施設の申込み・使用料の支払いは教育委員会まで】

施設名	×	分	施設使用料 1 時間あたり	夜間照明使用料 1 時間あたり	主に使用できる 内容(種目)	申込み先	町外団体使用
各小学校	グラウンド	8:00~19:00	300円	_	成人の野球以外	学校	×
上広川小学校	体 奈德	8:00~17:00	300円	_	バレー・バスケ バドミントン等	学校	×
下広川小学校	体育館	17:00~22:00	400円	_			
中広川小学校	体育館	8:00~17:00	300円	_	バレー・バスケ バドミントン等	学校	
広川中学校	半面あたり	17:00~22:00	400円	_			×
各小中学校	※開放ゾーン	8:00~17:00	200円	_	会議 - サークル活動等	学校	×
		17:00~22:00	300円	_			
広川中学校	武道場	8:00~19:00	200円	_	各種武道等	学校	×
		19:00~22:00	200円	_		教育委員会	×
	グラウンド (東側)	8:00~19:00	400円	_	野球	学 校	×
		19:00~22:00	400円	1,100円	ソフトボール等	教育委員会	×
	グラウンド (西側)	8:00~19:00	300円		サッカー・陸上	学 校	×
		19:00~22:00	300円	600円	・ ソフトボール等	教育委員会	×

※開放ゾーンとは、和室・調理室等となります。詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

◎東部運動広場【施設の申込み・使用料の支払いは鬼の渕区にて】

施 設 名	施設使用料 1 時間あたり	夜間照明使用料 1 時間あたり	町外団体 使用
東部運動広場(鬼の渕地区内)	200円	600円	×

◎防災拠点施設 【施設の申込み・使用料の支払いは教育委員会まで】

施設名	区	分	施設使用料	冷暖房使用料	主に使用できる	申込み先	町外団
			1 時間あたり	コインタイマ−1台1時間	内容(種目)		体使用
防災拠点施設	多目的ホール	8:30~22:00	300円	300円	別紙	教育委員会	0
	201会議室		200円	200円			
	202会議室		100円	100円			
	203会議室		100円	100円			
	展望スペース		400円	400円			

- § 原則 1 時間単位での申し込みとし、1 時間未満又は1 時間未満の端数の使用時間について、その使用料は1 時間として計算します。
- § 広川町に住所を有しない、又は広川町に勤務しない者が使用団体構成員の3分の1より多く所属する場合、その団体は『町外団体』とみなします。
- § 町外団体が使用する場合の使用料は、上記の表に定める額の2倍とします。
- § 使用日の前の月の1日(4月分は3月1日)から、受付を開始します。※1日が土日祝の場合は翌平日とします。
- § 電話による空き状況の確認は対応いたしますが、仮予約は、原則、受付いたしません。
- § 各施設の使用時間、使用できる内容(競技種目)などご不明な点がございましたら教育員会までお問合せ下さい。